

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、創意工夫を凝らし社会的に信用される有用で安全な優れた製品・サービスを提供することが使命であり、その実現に当たっては、国内外の法令および社内規程を遵守し、社会規範や倫理に則って公正な企業活動を行うとともに、情報を適切かつ公正に開示することが必須であると認識しております。

かかる認識に基づき、当社は、事業環境が大きく変動する中であって、経営の迅速な意思決定と健全性・透明性を確保しつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現すべく、「コーポレートガバナンスガイドライン」を制定し、株主やあらゆるステークホルダーの皆様にご協力をいただき、当社のコミットメントとしてお伝えするとともに、当社の自己規範として機能させることでコーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。

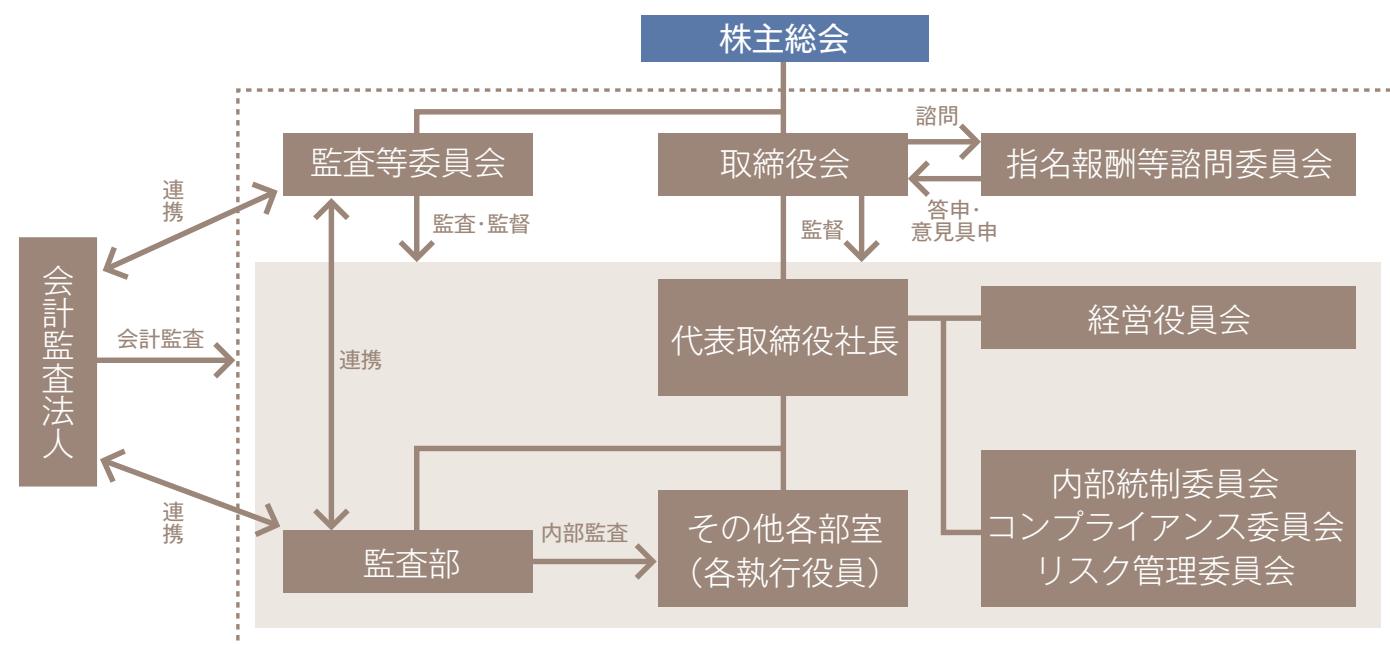
コーポレートガバナンスに関する開示

当社は、コーポレートガバナンスに関する開示を当社 WEB サイトにて行っております。

URL:<http://www.tatsuta.co.jp/company/governance/>

コーポレートガバナンス体制について

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るという観点から、監査等委員会設置会社という機関設計を選択しております。その体制図と詳細については以下のとおりです。



取締役会

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図ることを責務としています。

この責務を果たすため、取締役会は、法令または定款に定める事項を決定する他に、中期経営計画、年度予算等の計画を策定し、その計画と実績との差異を管理し、必要な場合に執行役員に対策を指示するとともに、執行役員による適切なリスクテイクを支える環境整備を行い、取締役および執行役員の職務執行を監督することを役割としています。

経営役員会

経営役員会は、取締役会において基本的な経営戦略や経営計画の決定や監督機能を果たすための議論を充実させるため、取締役会付議事項に関する事前協議、業務執行に関わる重要案件の審議・報告・連絡・調整等およびその他の重要事項に関する協議を行う機関として設置しております。

経営役員会は、監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役並びに社長の指名する執行役員をもって構成されております。

内部統制委員会

会社法および金融商品取引法ならびにタツタ電線グループ運営要綱に基づき、当社グループの業務の適正を確保することを目的として内部統制委員会を設置しております。同委員会はグループの内部統制システムの整備・運用状況の確認・総括を行うとともに、必要に応じて社長の諮問に対する答申を協議しております。

リスク管理委員会

当社グループにおけるリスク管理を行うため、リスク管理委員会を設置しております。同委員会では、グループ運営全般に関わる定期的なリスク把握・評価を行うとともに、必要に応じて随時開催を図る体制としております。

監査等委員会

監査等委員会は、会社の監督機能の一翼を担い、かつ、株主の負託を受けて代表取締役その他の業務執行取締役の職務の執行を監査する法定の独立の機関として、その職務を適正に執行することにより、企業および企業集団が様々なステークホルダーの利害に配慮し、これらステークホルダーとの協働に努め、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応えるための良質な企業統治体制を確立することを責務としています。

この責務を果たすため、監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用の状況を監視・検証するとともに、取締役の職務の執行の監査その他法令および定款に定められた職務を行っております。

指名報酬等諮問委員会

当社は、2018年12月25日制定の指名報酬等諮問委員会規程に基づき、同委員会を設置しております。同委員会は、すべての社外取締役、代表取締役、人事部門を管掌する取締役で構成されており、その過半数は社外取締役で構成されております。同委員会は、取締役候補者の指名、役員を選挙任、後継者育成計画および役員報酬に関する答申に加え、必要場合はコーポレートガバナンスに係るその他の事項についても取締役会に対して意見具申を行います。

コンプライアンス委員会

当社は、「企業行動規範」に基づく当社グループのコンプライアンスを徹底することを目的として、「コンプライアンス委員会」を設置しております。同委員会では、当社グループにおけるコンプライアンスに関する事項を協議し、答申するとともに、各社におけるコンプライアンスに関する情報を共有しております。

役員指名・選解任

取締役会は、取締役候補者の指名、代表取締役、役付取締役、役付執行役員および執行役員の選解任については、指名報酬等諮問委員会に諮問し、その答申を受けたうえで、または同委員会からの主体的な意見具申を受けたうえで、同委員会の答申、主体的意見具申を尊重して取締役会において十分に審議し決定いたします。

なお、取締役候補者の指名、代表取締役、役付取締役および役付執行役員の選解任については、当社 WEB サイトにその理由を開示いたします。

役員報酬

役員報酬は、月額報酬と業績連動型賞与で構成されています。また、中長期的業績と連動する報酬として、株式取得報酬を導入しております。監査等委員である取締役、社外取締役を除く取締役および執行役員は、毎月、月額報酬中の一定額を当社役員持株会に拠出することにより当社株式を取得し、取得した当社株式の保有を在任期間中継続することとしております。

月額報酬額、業績連動型賞与に係る指標は、指名報酬等諮問委員会の答申を尊重したうえで、取締役会において審議し決定いたします。

取締役会の実効性評価

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価に基づく取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、代表取締役社長と社外取締役がアンケート結果を分析・集約し、取締役会において現状の評価と今後の向上策について、審議・確認した後、その結果の概要を開示しております。

2018年度の結果の概要につきましては、下記のとおりです。

評価手続

- 2018年度の取締役会の実効性については、
- 2019年4月、全取締役に対するアンケート調査を実施
 - アンケート調査結果は、代表取締役社長と社外取締役が分析・集約以上を踏まえ、取締役会において、現状の評価と今後の向上策について、審議・確認

評価結果

- 取締役会は、2018年度、企業戦略の方向性を示すこと、適切なリスクテイクを行う環境整備を行うこと、経営陣に対する効果的な監督を行うことなど、実効性を確保したと評価している
- 特に2018年度は、次により取締役会における議論の活性化が進行した。

“2025長期ビジョン”、“2017-19中期経営計画”の経営戦略に基づく業績評価、投融資案件評価の定着

経営幹部の指名・育成等に関する社外取締役と代表取締役との間の議論の場としての指名報酬等諮問委員会の設置

個別経営課題の対応方針策定のための各部門に対する定期的諮問、答申に対する議論の実施

ただし、次に掲げる点などに関しては、より効率的な議論を実現するために改善を継続する。

経営戦略、企業統治等の進捗評価等に関する大局的な議論の拡大

事業環境変化への迅速・的確な戦略的対応

経営陣評価体制の整備

経営陣後継者育成プログラムの強化

コンプライアンス

当社は、企業行動規範の一つにコンプライアンス(法令・社内規程・社会規範や倫理の遵守)を掲げ、コンプライアンス遵守のために、取締役会、監査等委員会による監督・監査の強化およびコンプライアンス委員会による当社グループにおけるコンプライアンスに関する情報の共有、コンプライアンス推進活動に関する答申の協議等を行っております。

当社は、全従業員に対しては、当社が目指すべき方向を示した企業行動規範、コンプライアンスガイドライン等の社内規程を社内イントラネット等で周知しています。

グループ各社についても、グループ内部統制システムを定めたグループ運営要綱を制定し、グループ各社の全従業員に対して、グループイントラネットに掲載することで、グループ各社内に周知し、その遵守を徹底しています。

また、2018年度にはコンプライアンスガイドラインを冊子として作成し、当社グループの全従業員に対して配布することで、より一層の周知を行いました。



コーポレートガバナンス

内部統制

業務の適正を確保するための「内部統制システムの基本方針」を整備しております。「内部統制委員会」がその整備・運用状況の確認・総括に当たるとともに、運用の有効性を取締役会が監督しています。

内部統制委員会は、原則年2回開催され、2018年度は4月および10月に開催しました。

コンプライアンス教育

コンプライアンスに関する意識を全社的に高めるため、教育計画に基づく従業員研修、取締役へのトレーニング研修等を適宜実施しています。

●従業員研修

従業員に対しては、教育計画に基づくコンプライアンス研修を、新入社員教育、新任主任・係長研修、および新任管理職研修などの節目において実施しております。また、「コンプライアンスガイドライン」を制定し、冊子を配布することで、コンプライアンスに関する全従業員の理解を促し、必要性・重要性を周知しています。



2018年度 コンプライアンス研修

●取締役へのトレーニング

取締役等の役員に対しては、取締役に対するトレーニングの方針に基づく研修等を適宜実施。取締役就任時に、取締役の役割・責務（法的責任を含む）について知識習得の機会を提供するとともに、年1回取締役会の実効性評価時に、取締役に対するトレーニングの状況を確認。必要に応じて更なる知識習得の機会を提供しています。

内部通報制度の周知と浸透

法令等に違反する行為、その恐れのある行為を早期に発見し是正することを目的にタツタ電線グループ内部通報制度を整備運用し、通報受付窓口として社内と社外弁護士の2箇所を開設しています。

コンプライアンスに関して報告を受けた内容、及びおよびその他の通報内容は、社内の通報受付窓口である総務人事部を通して監査等委員会に報告されます。情報提供者には、通報を理由としたいかなる不利益な取り扱いも行わない旨を内部通報取扱要綱に定め、その運用を取締役会が監督する体制を整えています。

リスクマネジメント

社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、グループ運営全般に関わる定期的なリスク把握・評価を行うとともに、必要に応じて随時開催を図る体制としております。

2018年度は4月に開催し、2018年度事業運営に関わるリスク評価・総括を行ったのち、同内容の取締役会への上申を図りました。

個人情報の保護

個人情報の扱いについて、当社では「個人情報取扱規程」および「プライバシーポリシー」を定め、法令等を遵守した個人情報の収集、使用および保管を行っております。事業活動で収集した個人情報は、紛失、破壊、改ざん、漏えい、不正アクセスが生じないようにセキュリティ対策を講じて適正に管理しております。また、収集した個人情報は、個人情報によって識別される特定の個人の承諾を得るなど適正な事情がない限り、第三者には提供・開示しません。

また、個人情報の取り扱いについての従業員教育を実施。個人情報が適正に取り扱われているかの点検も定期的に行い、必要に応じて個人情報保護の取り組みを見直し改善を行っています。

TOPICS

事業継続マネジメントシステム（BCMS）の取り組み

2019年2月に事業継続マネジメントシステム（BCMS）の活動の一環として、M7.3の大規模地震によるタツタテクニカルセンターの被災を想定し、地震発生直後から他拠点での代替生産に移行する演習を行いました。

当日の演習はタツタテクニカルセンター、京都工場、仙台工場、本社の4拠点で同時に開催され、地震発生直後から48時間経過までのロールプレイングを行い、コントローラーやTVモニターから与えられる情報により、めまぐるしく変わる状況下において即時の対応が求められるような臨場感あふれる演習となりました。

来年以降も様々な演習を継続する事で、内部から出た課題に対して対策を講じつつ、今後もBCMSへの理解と促進を進めて参ります。



演習の様子



TVモニターによる4拠点同時中継



訓練の様子（全体）